厚生委員会資料令和3年7月6日品川区保健所生活衛生課

第42号議案

品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する 条例の一部を改正する条例

1. 改正理由

区管内の浴場業における入浴者の衛生および風紀の保持については、「品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例」に基づき指導を行っている。国の厚生労働科学研究によるレジオネラ症対策に係る最新の知見が得られたこと等を踏まえ、公衆浴場の衛生管理要領が改正され、規定整備のための技術的助言として示された。この改正趣旨を踏まえて、区内の浴場業における気泡発生措置等、調節槽、貯湯槽の点検や清掃等に関する事項の衛生措置基準および混浴制限年齢について見直すこととなった。

これに伴い、「品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例」(平成24年条例第25号)を改正する必要が生じたため。

2. 改正内容

(1) 衛生措置および構造設備の基準の見直し

① 貯湯槽の衛生措置

(公衆浴場に関する条例第4条第1項第9号、同号ア)

現行の条例では、温泉を貯留する槽のみに衛生管理基準が規定されているが、全ての温水を貯留する槽に対象を拡大する。

また、より適切に清掃および消毒が実施できるよう、汚れやぬめりを 除去する旨の規定を追加する。

② 浴槽水の消毒の衛生措置基準

(公衆浴場に関する条例第4条第1項第10号工)

現行の条例では、浴槽水の消毒方法の例外として「塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用する等」と規定しているが、浴槽水の消毒が適切に行えるよう、条例等においてその方法を明確にする。

※モノクロラミン消毒の濃度を3mg/L以上と規定

③ 調節槽の衛生措置基準(新設)

(公衆浴場に関する条例第4条第1項第11号)

調節槽から供給される温水の衛生を確保できるよう、定期的な点検、清掃および消毒を実施し、汚れやぬめりを除去する旨を新たに規定す

る。

- (ア) 1年に1回以上の点検、清掃
- (イ) 1週間に1回以上の消毒
- ④ 気泡発生装置等の構造設備基準 (新設)

(公衆浴場に関する条例第4条第1項第36号キ)

たまり水や汚れを適切に除去できるよう、点検、清掃および排水について、新たに規定する。

(2) 混浴制限年齢の見直し(公衆浴場のみ)

(公衆浴場に関する条例第4条第1項第16号)

公衆浴場においては、入浴を目的として広く利用者が来るため、風紀上の観点より男女の混浴について年齢制限を設けている。

国は、「混浴年齢制限を引き下げ、公衆浴場における混浴に関するトラブルを防止することによって、公衆浴場業界の発展が期待できると同時に、子どもたちの公衆浴場における性的な被害を防ぐことや、子どもたちの望まない混浴を回避することにもなり、子どもの健やかな発育発達にも寄与することができる」といった旨の厚生労働科学研究の研究結果を踏まえ、令和2年12月10日付けで要領を改正した。

上記の要領の改正趣旨を踏まえ、公衆浴場の設置場所の配置および衛生 措置等の基準に関する条例においても、公衆浴場の男女の混浴制限年齢を 「10歳以上」から「7歳以上」に引き下げる。

3. 施行日

- (1) 衛生措置基準および混浴制限年齢 令和4年1月1日
- (2) 構造設備基準 令和3年10月1日

4. 関連規則の改正

品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例 施行規則

- (1)浴槽水の消毒方法に、モノクロラミンによる消毒を追加する。 (公衆浴場に関する条例施行規則第11条第4項)
- (2) 調節槽の清掃、消毒を追加する。

(公衆浴場に関する条例施行規則第12条)

(衛生および風紀に必要な措置等の基準)

第4条 法第3条第2項に規定する条例で定める措置の基準のうち、普通公衆 第4条 法第3条第2項に規定する条例で定める措置の基準のうち、普通公衆 浴場の営業者が講じなければならないものは、次のとおりとする。

(第1号から第8号まで省略)

- (9) 貯湯槽を使用するときは、次の措置を講ずること。
 - ア 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところ により、定期的に清掃および消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去するこ
 - イ レジオネラ属菌の繁殖を防ぐため、貯湯槽内の湯を規則で定める温度 以上に保つこと。ただし、これにより難い場合は、塩素系薬剤により湯 の消毒を行うこと。
- (10) ろ渦器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講ずるこ と。
 - ア ろ過器は、規則で定めるところにより、定期的に逆洗浄等を行い、ろ 材に付着した生物膜等の汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこ と。
 - イ 浴槽水を循環させるための配管は、規則で定めるところにより、定期 的に内部の消毒を行うこと。
 - ウ 集毛器は、規則で定めるところにより、定期的に清掃を行い、内部の 毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。
 - エ 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リッ トルにつき 0.4 ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これに

(衛生および風紀に必要な措置等の基準)

浴場の営業者が講じなければならないものは、次のとおりとする。

(第1号から第8号まで省略)

- (9) 温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉を貯 留する貯湯槽(以下「貯湯槽」という。)を使用するときは、次の措置を講 ずること。
 - ア 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところ により、定期的に清掃および消毒を行うこと。
 - イ レジオネラ属菌の繁殖を防ぐため、貯湯槽内の湯を規則で定める温度 以上に保つこと。ただし、これにより難い場合は、塩素系薬剤により湯 の消毒を行うこと。
- (10) ろ渦器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講ずるこ
 - ア ろ過器は、規則で定めるところにより、定期的に逆洗浄等を行い、ろ 材に付着した生物膜等の汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこ
 - イ 浴槽水を循環させるための配管は、規則で定めるところにより、定期 的に内部の消毒を行うこと。
 - ウ 集毛器は、規則で定めるところにより、定期的に清掃を行い、内部の 毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。
 - エ 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リッ トルにつき 0.4 ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これに

旧

より難い場合は、<u>規則で定めるところにより消毒を行い</u>、レジオネラ属 菌が検出されない水質を維持すること。

オ 浴槽水は、規則で定めるところにより、定期的に水質検査を行うこと。

- (11) 調節槽を使用するときは、調節槽内部の汚れ等の状況について随時点 検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃および消毒を行い、ぬめ り等の汚れを除去すること。
- (12) <u>前3号</u>に規定する清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、これを3年間保存すること。
- (13) タオル、くし、かみそり等を入浴者に貸与しないこと。ただし、入浴者1人ごとに消毒した清潔なもの(かみそりを除く。)を貸与するときは、この限りでない。
- (14) 物品の販売等を行うときは、入浴機能および清潔保持を阻害しないこと。
- (15) 善良の風俗を害するおそれのある文書、絵画、写真、物品、広告また は装飾設備を置き、掲げ、または設けないこと。
- (16) 7歳以上の男女を混浴させないこと。
- (17) 下足場、脱衣室、便所、浴室および釜場は、それぞれ区画して設けること。
- (18) 下足場に入浴者の履物を安全に収納し、または保管するための設備を 設けること。
- (19) 脱衣室および浴室は、それぞれ男女を区分し、その境界に障壁を設ける等相互に、かつ、浴場外から見通すことができない構造とすること。
- (20) 男女の脱衣室の床面積は、それぞれ 15 平方メートル以上とすること。
- (21) 脱衣室の床面は、不浸透性材料を用いること。

より難い場合は、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを 併用する等、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

オ 浴槽水は、規則で定めるところにより、定期的に水質検査を行うこと。

- (11) 前2号に規定する清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、これを3年間保存すること。
- (12) <u>手拭い</u>、くし、かみそり等を入浴者に貸与しないこと。ただし、入浴者1人ごとに消毒した清潔なものを貸与するときは、この限りでない。
- (13) 物品の販売等を行うときは、入浴機能および清潔保持を阻害しないこと。
- (14) 善良の風俗を害するおそれのある文書、絵画、写真、物品、広告また は装飾設備を置き、掲げ、または設けないこと。
- (15) 10歳以上の男女を混浴させないこと。
- (16) 下足場、脱衣室、便所、浴室および釜場は、それぞれ区画して設ける こと。
- (17) 下足場に入浴者の履物を安全に収納し、または保管するための設備を 設けること。
- (18) 脱衣室および浴室は、それぞれ男女を区分し、その境界に障壁を設ける等相互に、かつ、浴場外から見通すことができない構造とすること。
- (19) 男女の脱衣室の床面積は、それぞれ 15 平方メートル以上とすること。
- (20) 脱衣室の床面は、不浸透性材料を用いること。

旧

- (22) 脱衣室に入浴者の衣服その他携帯品を安全に収納し、または保管する ための設備を設けること。
- (23) 入浴者用の便所は、脱衣室から入浴者の利用しやすい場所に男子用および女子用を区分して設け、流水式の手洗いを備えること。
- (24) 脱衣室および浴室に採光のための設備を設けること。
- (25) 脱衣室および浴室に室内を適温に保つために必要な設備を設けること。
- (26) 脱衣室および浴室に換気のための開口部または換気に必要な機械設備を設けること。
- (27) 男女の洗い場の床面積は、それぞれ 15 平方メートル以上とすること。
- (28) 浴室の床面は、不浸透性材料を用い、滑りにくい仕上げとすること。
- (29) 洗い場には、浴室の床面積5平方メートルにつき、湯または水である 旨の表示をした湯栓および水栓を各1個以上設けること。
- (30) 洗い場は、適当な勾配を付し、浴室内の使用後の汚水を屋外の下水溝等に完全に排出することができる構造とすること。
- (31) 男女の浴室内の浴槽の床面積は、それぞれ4平方メートル以上とすること。
- (32) 浴槽は耐水材料を用い、浴槽内は入浴者に直接熱気および熱湯を接触させない構造とすること。
- (33) 屋外に浴槽を設けるときは、次の構造設備の基準に適合するものであること。
 - ア 屋外の浴槽およびこれに付帯する通路等は、適当な広さのものを設けること。
 - イ 屋外の浴槽に付帯する通路等は、脱衣室、浴室等の保温されている屋

- (21) 脱衣室に入浴者の衣服その他携帯品を安全に収納し、または保管するための設備を設けること。
- (22) 入浴者用の便所は、脱衣室から入浴者の利用しやすい場所に男子用および女子用を区分して設け、流水式の手洗いを備えること。
- (23) 脱衣室および浴室に採光のための設備を設けること。
- (24) 脱衣室および浴室に室内を適温に保つために必要な設備を設けること。
- (25) 脱衣室および浴室に換気のための開口部または換気に必要な機械設備を設けること。
- (26) 男女の洗い場の床面積は、それぞれ15平方メートル以上とすること。
- (27) 浴室の床面は、不浸透性材料を用い、滑りにくい仕上げとすること。
- (28) 洗い場には、浴室の床面積5平方メートルにつき、湯または水である 旨の表示をした湯栓および水栓を各1個以上設けること。
- (29) 洗い場は、適当な勾配を付し、浴室内の使用後の汚水を屋外の下水溝等に完全に排出することができる構造とすること。
- (30) 男女の浴室内の浴槽の床面積は、それぞれ4平方メートル以上とすること。
- (31) 浴槽は耐水材料を用い、浴槽内は入浴者に直接熱気および熱湯を接触させない構造とすること。
- (32) 屋外に浴槽を設けるときは、次の構造設備の基準に適合するものであること。
 - ア 屋外の浴槽およびこれに付帯する通路等は、適当な広さのものを設けること。
 - イ 屋外の浴槽に付帯する通路等は、脱衣室、浴室等の保温されている屋

ÍΕ

内から直接出入りすることができる構造とすること。

- ウ屋外に洗い場を設けないこと。
- エ 屋外の浴槽は、それぞれ男女を区分し、その境界に障壁を設ける等相 互に、かつ、浴場外から見通すことができない構造とすること。
- (34) 入浴者の見やすい位置に、浴槽水の温度を明示するための温度計を設けること。
- (35) 熱気による入浴設備を設けるときは、適当な位置に熱気の温度を明示するための温度計を設けること。
- (36) ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の構造設備の基準に適合するものであること。
 - ア ろ過器は、十分なろ過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器を設置すること。
 - イ ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄を行うことができるものであること。 ただし、これにより難い場合は、ろ材の交換を適切に行うことができる 構造であること。
 - ウ 循環させた浴槽水を打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造である こと。
 - エ 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。
 - オ 入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつの吸引等による事故を防止するための 措置を講じたものであること。
 - カ 循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置を講じたものであること。
 - <u>キ 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設</u> 備を設けるときは、点検、清掃および排水を行うことができる構造であ

内から直接出入りすることができる構造とすること。

- ウ屋外に洗い場を設けないこと。
- エ 屋外の浴槽は、それぞれ男女を区分し、その境界に障壁を設ける等相 互に、かつ、浴場外から見通すことができない構造とすること。
- (33) 入浴者の見やすい位置に、浴槽水の温度を明示するための温度計を設けること。
- (34) 熱気による入浴設備を設けるときは、適当な位置に熱気の温度を明示するための温度計を設けること。
- (35) ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の構造設備の基準に適合するものであること。
 - ア ろ過器は、十分なろ過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器を設置すること。
 - イ ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄を行うことができるものであること。 ただし、これにより難い場合は、ろ材の交換を適切に行うことができる 構造であること。
 - ウ 循環させた浴槽水を打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造である こと。
 - エ 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。
 - オ 入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつの吸引等による事故を防止するための 措置を講じたものであること。
 - カ 循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置を講じたものであること。

新

ること。

- (37) 貯水槽および調節槽は、蓋付きのものとすること。
- (38) 排水溝、排水ます等は、耐水材料を用い、臭気の発散および汚水の漏 出を防ぐために必要な設備を設けること。
- (39) 釜は、浴槽水と上がり湯とが混合しない構造であること。
- (40) 灰、燃え殻等が発生し、または置かれる場所は、灰、燃え殻等の飛散を防ぐために必要な構造とすること。
- (41) 入浴者用の飲料水の設備を設ける<u>とき</u>は、次の構造設備の基準に適合するものであること。
 - ア 入浴者用の飲料水の設備であることを表示すること。
 - イ 飲料水の水質は、水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 4 条第 1 項各 号に規定する要件が、それぞれ水質基準に関する省令(平成 15 年厚生 労働省令第 101 号)に規定する基準に適合するものであること。
 - ウ 入浴者用の飲料水は、浴用貯水槽を経由しないで供給すること。
- (42) 入浴機能および清潔保持を阻害するおそれのある設備を設けないこと。
- 2 法第3条第2項に規定する条例で定める措置の基準のうち、その他の公衆 浴場の営業者が講じなければならないものは、次の各号に掲げる公衆浴場の 区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律 第122号)第2条第6項第1号に該当する公衆浴場 次に掲げる措置の基 準

(ア〜タまで省略)

チ 前項第1号から第16号までに規定する基準

- (36) 貯水槽および調節槽は、蓋付きのものとすること。
- (37) 排水溝、排水ます等は、耐水材料を用い、臭気の発散および汚水の漏出を防ぐために必要な設備を設けること。
- (38) 釜は、浴槽水と上がり湯とが混合しない構造であること。
- (39) 灰、燃え殻等が発生し、または置かれる場所は、灰、燃え殻等の飛散を防ぐために必要な構造とすること。
- (40) 入浴者用の飲料水の設備を設ける場合は、次の構造設備の基準に適合するものであること。
 - ア 入浴者用の飲料水の設備であることを表示すること。
 - イ 飲料水の水質は、水道法(昭和32年法律第177号)第4条第1項各 号に規定する要件が、それぞれ水質基準に関する省令(平成15年厚生 労働省令第101号)に規定する基準に適合するものであること。
 - ウ 入浴者用の飲料水は、浴用貯水槽を経由しないで供給すること。
- (41) 入浴機能および清潔保持を阻害するおそれのある設備を設けないこと。
- 2 法第3条第2項に規定する条例で定める措置の基準のうち、その他の公衆 浴場の営業者が講じなければならないものは、次の各号に掲げる公衆浴場の 区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律 第122号)第2条第6項第1号に該当する公衆浴場 次に掲げる措置の 基準

(ア〜タまで省略)

チ 前項第1号から第15号までに規定する基準

(2) 前号の公衆浴場以外の公衆浴場 次に掲げる措置の基準 (ア〜オまで省略)

カ 前項第1号から第17号まで、第19号、第21号、第22号、第25号、 第26号、第28号、第30号および第32号から第42号までに規定する 基準

(第3項省略)

(公衆衛生および風紀に必要な措置等の基準に関する適用除外)

- 第5条 土地の状況、建物の種類、施設の規模その他特別な理由により、前条|第5条 土地の状況、建物の種類、施設の規模その他特別な理由により、前条 第1項第20号、第27号、第29号および第31号に規定する措置の基準に より難く、かつ、公衆衛生上支障がないと区長が認める普通公衆浴場の営業 者については、これらの基準の一部または全部を適用しない。
- 2 前項の規定は、前条第2項第2号の公衆浴場の営業者について準用する。 この場合において、「前条第1項第20号、第27号、第29号および第31号」 とあるのは「前条第1項第19号」と、「普通公衆浴場」とあるのは「同条第 2項第2号の公衆浴場」と、「これらの基準の一部または全部」とあるのは 「当該基準」と読み替えるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第4条第1項第3 5 号に次のように加える改正規定および次項の規定は、令和3年 10 月1日 から施行する。

(経過措置)

前項ただし書に規定する改正規定の施行の際、現に公衆浴場法(昭和23年

(2) 前号の公衆浴場以外の公衆浴場 次に掲げる措置の基準 (ア〜オまで省略)

カ 前項第1号から第16号まで、第18号、第20号、第21号、第24 号、第25号、第27号、第29号および第31号から第41号までに規定 する基準

(第3項省略)

(公衆衛生および風紀に必要な措置等の基準に関する適用除外)

- 第1項第19号、第26号、第28号および第30号に規定する措置の基準に より難く、かつ、公衆衛生上支障がないと区長が認める普通公衆浴場の営業 者については、これらの基準の一部または全部を適用しない。
- 2 前項の規定は、前条第2項第2号の公衆浴場の営業者について準用する。 この場合において、「前条第1項第19号、第26号、第28号および第30号」 とあるのは「前条第1項第18号」と、「普通公衆浴場」とあるのは「同条第 2項第2号の公衆浴場」と、「これらの基準の一部または全部」とあるのは 「当該基準」と読み替えるものとする。

| 新 | ΙΕ |
|---|----|
| 法律第139号)第2条第1項の規定により公衆浴場の経営の許可を受けてい | |
| <u>る営業施設および現に当該許可の申請がされている施設については、この条</u> | |
| 例による改正後の第4条第1項第36号キの規定は適用しない。ただし、前 | |
| 項ただし書に規定する日以後に、営業施設を増築し、もしくは改築し、また | |
| <u>は大規模な修繕をする場合は、この限りでない。</u> | |
| | İ |